

# 第7章

## 住宅施策の推進に向けて

- 1 各主体の役割
- 2 住宅施策推進に向けた主体間の協働・連携、関係計画との連携
- 3 地域における住宅施策の推進



## 1 各主体の役割

行政、住宅関連事業者、居住者・地域住民の役割を次のとおり定め、住宅施策を推進します。

### (1) 行政の役割

道は、住宅部局が福祉やまちづくりといった他分野と十分に連携を図りながら、住宅施策の方針・目標を定め、具体的な施策展開を広く周知し、本道における総合的な住宅施策を推進します。

また、広域的な自治体として、市町村の住宅施策を支援する取組を進めるとともに、北方建築総合研究所\*と連携し、課題解決に向けた調査研究や、本道の地域特性を踏まえた技術や工法の開発などを行います。

市町村は、住民に最も身近な自治体として、地域性に応じたきめ細やかな住宅施策を推進するとともに、国や道の住宅施策などを踏まえ、地域に根ざした計画策定や具体的な施策展開を図ることが必要です。

\*地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所

### (2) 住宅関連事業者の役割

住宅関連事業者は、道民が求める住まいづくりに応え、良質な住宅を供給することが期待されます。

また、地域の経済、産業を支える重要な主体として、地域経済・資源の循環に寄与する住まいづくりや、住まい手のニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供、ストックの価値を高め有効活用を図るといった役割も期待されます。

福祉サービスなどを提供する事業者においては、地域の住宅施策について理解を深め、住宅施策と連携することが期待されます。

### (3) 居住者・地域住民の役割

居住者は、次の世代に継承される良質な住宅ストックの形成に向け、住宅の「質」の維持・向上に取り組むことが期待されます。

また、地域住民は、自ら住まう地域における子育て世帯や高齢者などへの生活支援や相互扶助を進めるため、地域コミュニティの維持・向上に積極的に関わることが期待されます。

## 2 住宅施策推進に向けた主体間の協働・連携、関係計画との連携

道や市町村などの行政のみならず、住宅関連事業者や居住者、地域住民などが相互に連携を図り、それぞれの役割を担いながら、取り組んでいきます。

### (1) 主体間の連携・協働、関係計画との連携

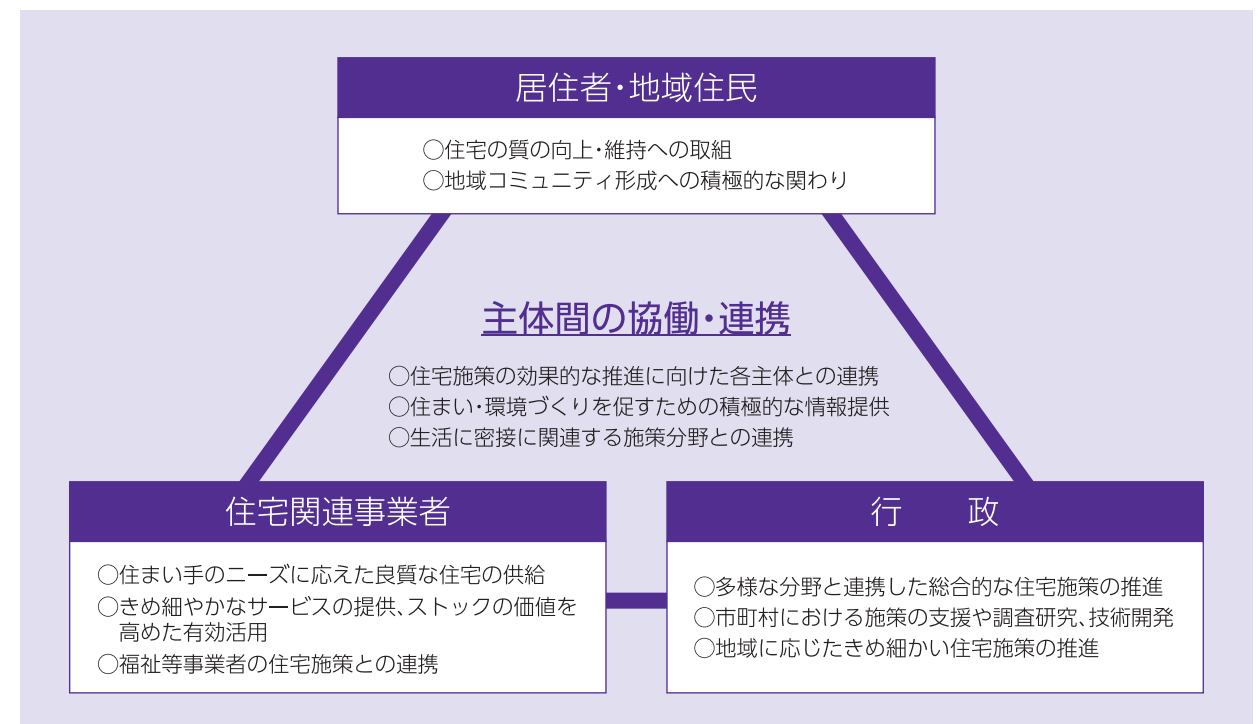
子育て支援にかかる取組や、空き家等への対応、持続的な住環境の形成といった取組は、各地域において、様々な段階で、行政・事業者・住民など多様な主体による協働が求められる総合的な取組です。

今後の住宅施策を効果的に推進するためには、行政のみならず民間事業者や居住者・地域住民、地域住民の団体、NPOなどを含めた住生活に関わる主体の積極的な連携が不可欠であることから、地域の住まいづくりを担う事業者、道民の安定した住生活を支援する様々な活動団体など幅広い分野と連携しながら、施策を進めます。

また、地域の住民や活動団体等が自ら良好な住まい・環境づくりを行うためには、取組に必要な情報の共有が重要となることから、積極的に情報提供など必要な支援を行います。

福祉分野、防災分野、まちづくり分野、環境・エネルギー分野など生活に密接に関連する施策分野と連携し、住宅施策の推進を図ります。

このうち福祉分野との連携に関しては、高齢者の居住の安定の確保を図るため「北海道住生活基本計画」に即して「北海道高齢者居住安定確保計画」を策定し、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームの供給の促進などに取り組んでおり、「北海道高齢者居住安定確保計画」については3年毎に現状把握や高齢者に対する賃貸住宅・老人ホームの供給の目標量の見直しを行ない、高齢者の多様なニーズに対応したサービスが受けられる住まいの提供を図ります。



### 3 地域における住宅施策の推進

道では、本道における住宅施策の積極的な推進に向けて、公的賃貸住宅等の整備等に関し必要な事項について協議、情報交換等を行うため、平成21年5月に、道・市町村・北海道住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構からなる北海道地域住宅協議会を設置しました。これまで本協議会は、住宅施策に関する情報交換、国への要望提案、住宅施策に携わる職員の研鑽などの取組を行っています。

また、各(総合)振興局には管内の市町村とで構成される14の(総合)振興局地域住宅協議会があり、それぞれの地域における住宅事情や住宅施策の現状と課題、取組の方向性、独自の住宅施策の展開などについて協議・情報交換すると共に、効果的な公営住宅供給のあり方や、民間住宅施策の推進などについて検討を進めてきたところです。

今後とも地域の建築士会など関連団体とも連携を図りながら、本計画を踏まえ、地域に応じた住宅施策の推進に努めることとしています。

#### 北海道地域住宅協議会の構成・事業内容等

##### ■北海道地域住宅協議会

〈設置〉地域住宅特別措置法に基づく地域住宅協議会として設置

〈構成〉北海道、全道市町村、独立行政法人都市再生機構、北海道住宅供給公社を構成員、地方独立行政法人北海道立総合研究機構を準構成員とする。

- 〈事業〉①地域住宅計画及び社会資本整備総合交付金制度全般に係る情報提供及び意見・情報交換  
 ②住宅対策に関する国への要望  
 ③市町村職員をはじめとする住宅施策に携わる職員の研鑽  
 ④構成員の市町村が整備した公的賃貸住宅団地に対する表彰  
 ⑤地域における住宅施策の推進に資する事業  
 ⑥その他、必要と認める事業



北海道地域住宅協議会(総会)の様子

##### ■北海道地域住宅協議会幹事会

〈設置〉協議会の円滑な運営を図るために幹事会を設置

〈構成〉北海道、札幌市、総合振興局等地域住宅協議会の代表で構成

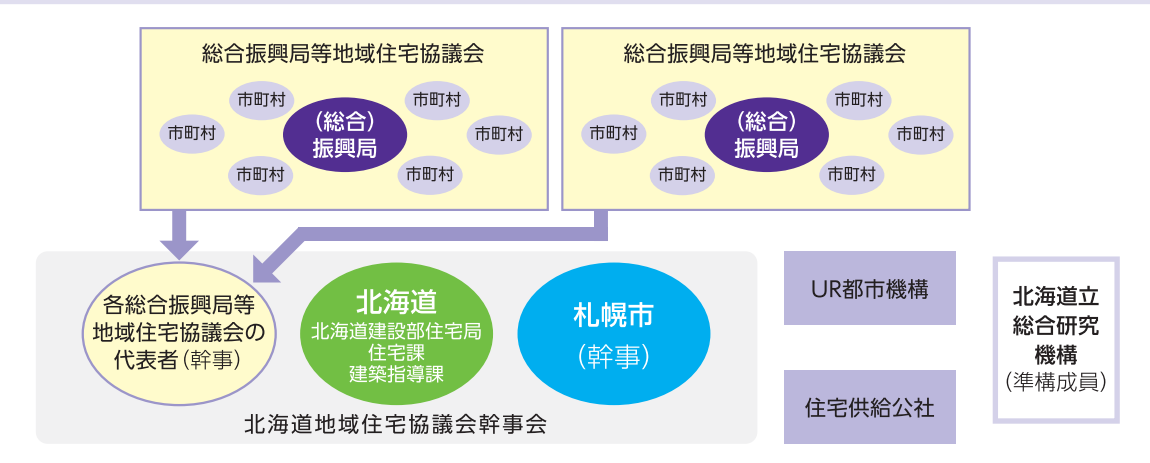
##### ■総合振興局等地域住宅協議会

〈設置〉北海道地域住宅協議会に属する組織として14の総合振興局・振興局において設置

〈構成〉総合振興局・振興局管内の全市町村で構成

- 〈事業〉①地域性に応じた住宅政策の推進方針の策定  
 ②地域性に応じた住宅施策展開の検討  
 ③その他、担当者の制度習熟や住宅施策の情報共有など

#### 〈北海道地域住宅協議会の体制図〉



#### 北海道居住支援協議会の構成・事業内容等

〈設置〉住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(第10条第1項)」に基づく協議会として設置

〈構成〉北海道、不動産関係団体、居住支援団体等

- 〈事業〉①メンバー間の意見・情報交換  
 ②要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋  
 ③住宅相談サービスの実施  
 ④家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介  
 ⑤賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催



北海道居住支援協議会の様子

#### 〈北海道居住支援協議会の体制図〉

